

平成 23 年 6 月 9 日

各 位

会 社 名 シーシーエス株式会社  
代表者名 代表執行役社長 米田賢治  
(JASDAQ・コード6669)  
問合せ先  
役 職 経理財務グループマネージャー  
氏 名 梶原慶枝  
電 話 075-415-8280

### 定款の一部変更、臨時株主総会の招集ならびに 臨時株主総会の招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付プレスリリース「第三者割当による優先株式の発行および「その他資本剰余金」の増加（株式発行と同時の資本金および資本準備金の額の減少）に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、平成 23 年 6 月 9 日開催の取締役会において、第三者割当による A 種優先株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）について決議いたしました。

本第三者割当増資は、平成 23 年 7 月 28 日開催予定の当社臨時株主総会（「本臨時株主総会」といいます。）において、定款変更および本第三者割当増資に関する各議案の承認が得られることを条件としております。

当社は、同取締役会において、本第三者割当増資、資本金および資本準備金の額の減少の決議と同時に、定款の一部変更、臨時株主総会の招集、本臨時株主総会招集のための基準日の設定の決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### I. 定款の一部変更

###### 1. 目的

当社は、本日付プレスリリース「第三者割当による優先株式の発行および「その他資本剰余金」の増加（株式発行と同時の資本金および資本準備金の額の減少）に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、本日開催の取締役会において第三者割当による A 種優先株式の発行を決議いたしました。かかる種類株式の発行を行うため、以下のとおり定款の一部変更について本臨時株主総会に付議することを、取締役会において決議いたしました。

###### 2. 内容

定款の一部変更の内容は、別紙のとおりであります。

###### 3. 日程

- |                              |                      |
|------------------------------|----------------------|
| (1) 取締役会決議日                  | 平成 23 年 6 月 9 日      |
| (2) 定款の一部変更議案が上程される臨時株主総会決議日 | 平成 23 年 7 月 28 日（予定） |
| (3) 効力発生日                    | 平成 23 年 7 月 29 日（予定） |

## II. 臨時株主総会の招集

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、本臨時株主総会の招集を決議しました。

1. 日時 平成 23 年 7 月 28 日
2. 場所 京都府京都市上京区烏丸通下立売上ル桜鶴円町 3 8 0  
パレスサイドホテル
3. 目的事項  
第 1 号議案 定款一部変更の件  
第 2 号議案 第三者割当による優先株式発行の件  
第 3 号議案 取締役一名選任の件

(議案及び参考事項)

### 第 1 号議案 定款一部変更の件

詳細は、本プレスリリース「I.定款の一部変更の件」のとおりです。

### 第 2 号議案 第三者割当による優先株式発行の件

詳細は、本日付プレスリリース「第三者割当による優先株式の発行および「その他資本剰余金」の増加（株式発行と同時の資本金および資本準備金の額の減少）に関するお知らせ」をご参照ください。

本優先株式の払込金額は、優先株式に対する配当が普通株式と同順位かつ同額となっていること、払込期日から 1 年間は普通株式を対価とする取得請求権が行使出来ないこと、普通株式を対価とする取得請求権の請求時には当社による現金取得条項が付されていること、普通株式に転換前は議決権を有しないことのほか、ファンドによる当社グループに対するデュー・デリジェンスの結果を踏まえて、当社の経営環境、財務状況、株価の状況等について、ファンドと協議・交渉を経た結果、196,000 円と決定しました。

当社の株価の状況を見ると、過去 1 ヶ月間の終値平均が 195,978 円、過去 3 ヶ月の終値平均が 205,369 円、過去 6 ヶ月の終値平均が 179,606 円であり、本優先株式の払込金額 196,000 円は、過去 1 ヶ月終値平均株価に対してディスカウント無し、過去 3 ヶ月終値平均株価に対して 4.6%のディスカウント、過去 6 ヶ月終値平均株価に対してディスカウント無しの水準となっております。

また、当社は、本優先株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、第三者機関である株式会社関西ベンチャーインキュベートに対して本優先株式の価値の算定を依頼しており、当該第三者機関が、一定の前提に基づいて一般的な価値算定モデルである二項モデルを用いて作成した評価報告書を取得しております。なお、同評価報告書によれば本優先株式 1 株当たりの価値は 200,552 円から 211,369 円と算定されており、算定された範囲の下限価値からのディスカウント率は 2.3%、範囲の上限価値からのディスカウント率は 7.3%となります。

以上の結果、本優先株式の払込金額は、指標として試算した価格および価値からのディスカウント率はいずれも 10%未満であり、当社は、その払込金額は特に有利なものではないと判断しておりますが、客観的な市場価格の無い種類株式の価値算定が非常に高度かつ複雑であることから、本優先株式の発行に関しては、平成 23 年 7 月 28 日開催予定の臨時株主総会において特別決議による承認を得ることを条件としております。

また、本優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されておりますが、発行要項に定められた当初取得価額によって普通株式へ転換された場合に発行される当社普通株式にかかる議決権は 5,103 個となり、平成 23 年 6 月 9 日現在の当社の議決権の総数 20,660 個の 24.7%となります。

また、本優先株式に付与されている、普通株式を対価とする取得請求権の取得価額の修正条項により、本優先株式が普通株式に転換された場合には、最大 6,397 個の議決権が付与され、この場合、平成 23 年 6 月 9 日現在の当社の議決権の総数 20,660 個の 31.0%に相当します。したがって、本第三者割当増資による希薄化率は 25%以上となる可能性があることから、大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則第 2 条」に定める株主の意思確認手続きとして、本臨時株主総会において、第三者割当による A 種優先株式発行の必要性および相当性について株主の皆様のご判断をいただくことといたしました。

### 第3号議案 取締役一名選任の件

#### (1) 選任の理由

本日付プレスリリース「第三者割当による優先株式の発行および「その他資本剰余金」の増加（株式発行と同時の資本金および資本準備金の額の減少）に関するお知らせ」に記載しました通り、当社は本優先株式の割当先の1つであるプレザント・バレーとの契約において、同ファンドの指定する者一名を社外取締役として推薦することとしております。候補者である岩本朗氏は、同ファンドを当社に紹介した株式会社アドバンテッジアドバイザーズの代表取締役を務めております。当社は同社のこれまでの複数の上場企業等へのアドバイス実績を高く評価しており、今後の当社の更なる成長と企業価値向上を目的とした経営基盤の強化のため、岩本朗氏の社外取締役就任をお願いするものであります。

#### (2) 社外取締役候補者の略歴

氏名： 岩本 朗（いわもと あきら）

背年月日： 昭和37年10月15日生

略歴：

昭和61年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入社

平成10年8月 A. T. カーニー株式会社入社

平成13年8月 株式会社アドバンテッジパートナーズ

（現アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合）入社パートナー（現任）

平成17年5月 株式会社ダイエー取締役、

株式会社オーエムシーカード（現株式会社セディナ）取締役

平成19年3月 株式会社ニッセン（現株式会社ニッセンホールディングス）取締役（現任）

平成19年10月 株式会社アドバンテッジアドバイザーズ代表取締役（現任）

保有する当社の株式の数： 0株

### Ⅲ. 臨時株主総会招集のための基準日設定

平成23年7月28日開催予定の本臨時株主総会において議決権を行使できる者を定めるため、平成23年6月25日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記録されている株主をもって、その権利を行使できる者といたします。

1. 基準日 平成23年6月25日

2. 公告日 平成23年6月10日

3. 公告方法 電子公告による (<http://www.ccs-inc.co.jp/ir/koukoku.html>)

以上

(別紙)

定款変更案

変更の内容は、以下のとおりであります。

現行定款	変更案
第2章 株式  (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、60,000株とする。  第7条、第8条 (条文省略)  (新設)  (新設)	第2章 株式  (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、65,103株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 1. 普通株式 60,000株 2. A種優先株式 5,103株  第7条、第8条 (現行どおり)  第2章の2 A種優先株式  (A種優先株式) 第8条の2 当社の発行するA種優先株式の内容については、次のとおりとする。 1. 剰余金の配当 当社は、平成23年8月1日に開始する事業年度以降の各事業年度において、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額に基準日交付株式数(以下に定義する。)を乗じた額(計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てる。)の剰余金の配当を、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位にて行う。なお、当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、平成23年7月31日に終了する事業年度に係る剰余金の配当を行わない。 「基準日交付株式数」とは、上記剰余金の配当に係る基準日において、下記4.に定める株式を対価とする取得請求を行なった場合にA種優先株式1株の取得と引換えにA種優先株主に交付される普通株式の数をいう。 2. 残余財産の分配 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株

主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき196,000円を支払う。A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

### 3. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

### 4. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、平成24年7月29日以降平成29年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「取得請求期間」という。）いつでも、法令の定める範囲内において、当会社に対して、次に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。但し、取得請求の日において、請求対象普通株式数が、当会社の発行可能普通株式総数から発行済普通株式数を控除して得られた株式数を上回る場合には、当会社は、当該株式数の範囲内において、A種優先株主に対して交付する普通株式の数が最大となるように、取得請求されたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が決定する方法により、当該取得請求に係るA種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

（ア）A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種優先株式の数に196,000円を乗じて得られる額を、下記（イ）乃至（エ）で定める取得価額で除して得られる数（以下「転換時交付株式数」という。）とする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従い、これを切り捨てた上同項に定める金銭（以下「転換時交付金額」という。）をA種優先株式の取得を請求したA種優先株主に交付するものとする。

（イ）当初取得価額

取得価額は、当初、196,000円（以下「当初取得価額」という。）とする。

（ウ）取得価額の修正

平成23年10月31日（以下「修正基準日」という。）において、修正基準時価（以下に定義される。）が当

該修正基準日において有効な取得価額を下回った場合、取得価額は、修正基準日の翌日以降、修正基準時価に相当する額に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が 156,300 円（但し、下記(エ)に規定する事由が生じた場合、下記(エ)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

「修正基準時価」は、修正基準日（同日を含む。）までの直近の 30 連続取引日（以下、本(ウ)において「修正基準時価算定期間」という。）の大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。なお、修正基準時価算定期間中に下記(エ)に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は下記(エ)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(エ) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（下限取得価額を含む。以下同じ。）を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 下記 (d) に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合 (株式無償割当ての場合、株式若しくは新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 (エ) において同じ。)) の取得と引換えに普通株式が交付される場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式 (以下「取得価額調整式」という。) により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日 (払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下同じ。) の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日 (以下「株主割当日」という。) の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後取得価格} = \text{調整前取得価格} \times \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{(発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数)} + \text{普通株式 1 株当たりの時価}} \\
 \text{(発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数)} + \text{新たに発行する普通株式の数}
 \end{array}$$

(iv) 当社に取得させることにより又は当社に取得されることにより、下記 (d) に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合 (株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日 (株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本 (iv) において同じ。) に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

(v) 行使することにより又は当社に取得される

ことにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（v）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本（v）による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

（b）上記（a）に掲げた事由によるほか、下記（i）乃至（iii）のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、取得価額の調整を行う旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を書面によりあらかじめ通知した上、取締役会が上記（a）に準じた調整として合理的と判断する方法により、必要な取得価額の調整を行うものとする。

（i）合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

（ii）取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（iii）その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由等により、当会社が取得価額の調整を必要と認めるとき。

（c）取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、

円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の大阪証券取引所JASDAQ市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(オ) 取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社

(カ) 取得請求をしようとするA種優先株主は、当会社の定める取得請求書に、当該取得請求に係るA種優先株式を表示し、その他必要事項を記載した上、取得請求期間中に上記(オ)に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。

(キ) 取得の効力は、取得請求書が上記(オ)に記載する取得請求受付場所に到着した日の25日後(以下「取得日」という。)に発生し、当会社は、A種優先株式を取得し、当該取得請求をしたA種優先株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。但し、取得日(同日を含まない。)までに下記7.(ア)に定める買戻日が到来した場合には、上記(カ)に定める取得請求書記載の取得請求に係るA種優先株式のうち、下記7.(ア)に定める現金取得通知記載の取得するA種優先株式については、本項に定める取得請求権に基づく取得の効力は発生しない。

(ク) 当会社は、上記(キ)に記載する取得の効力発生後、当該取得請求をしたA種優先株主に対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

5. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当会社普通株式が日本のいずれかの金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。)において上場廃止が決定されたとき又は平成28年7月29日以降平成29年7月28日(同日を含む)までの間、いつでも、

法令及び分配可能額の範囲内において、当会社に対し、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該請求に係るA種優先株式1株を取得するのと引換えに、196,000円の金銭を当該A種優先株主に対して交付する。但し、分配可能額を超えてA種優先株主から本項に基づくA種優先株式の取得請求がなされた場合には、当会社は、分配可能額の範囲内において、取得請求されたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が決定する方法により、当該取得請求に係るA種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

#### 6. 普通株式を対価とする取得条項（強制転換条項）

（ア）当会社は、取得請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、取得請求期間の末日の翌日（以下「強制取得日」という。）をもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株主に対して、その有するA種優先株式の数に196,000円を乗じて得られる額を、下記（イ）に定める強制取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

（イ）上記（ア）に定める強制転換の場合における取得価額は、強制取得日に先立つ5連続取引日（以下「強制取得価額算定期間」という。）の大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする（以下「強制取得価額」という。）。なお、強制取得価額算定期間中に上記4.（エ）に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は上記4.（エ）に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

（ウ）当会社は、取得の効力発生後、A種優先株主に対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

#### 7. 金銭を対価とする取得条項（現金取得条項）

（ア）当会社は、上記4. に定める普通株式を対価とする取得請求をしようとするA種優先株主が上記4.（カ）に定める必要事項を記載した取得請求書を上記4.（オ）に定める取得請求受付場所に提出した

場合に限り、当会社の取締役会が別途定める日（以下「買戻日」という。）の少なくとも15日前までに、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、当該取得請求の対象となっているA種優先株式の全部又は一部を取得する旨並びに買戻日、取得するA種優先株式の数及びその他必要な事項を書面により通知（以下「現金取得通知」という。）及び公告することにより、買戻日の到来をもって、法令及び分配可能額の範囲内において、当該取得請求の対象となっているA種優先株式の全部又は一部（但し、発行済みのA種優先株式の総数の60%に相当する数（累計）を上限とする。）を取得することができるものとする。当会社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記（イ）に定める買戻し基準時価に上記4.（ア）に定める転換時交付株式数を乗じ、さらに上記4.（ア）に定める転換時交付金額を加算した金額に相当する金銭を交付するものとする。

（イ）買戻し基準時価とは、現金取得通知の日に先立つ30連続取引日（以下「買い戻し基準時価算定期間」という。）の大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、買戻し基準時価が取得価額の2.2倍を超える場合は取得価額の2.2倍相当額とする。なお、買戻し基準時価算定期間中に上記4.（エ）に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は上記4.（エ）に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

#### 8. 金銭を対価とする取得条項（強制償還条項）

平成24年7月29日以降、当会社は、ある90連続取引日の大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）が、A種優先株式の取得価額の2.2倍を超えた場合、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の少なくとも35日前に、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式の全部又は一部を取得する旨並びに強制償還日、取得するA種優先株式及びその他必要な事項を書面により通知及び公告することにより、強制償還日の到来をもって、法令及び分配可能額の範囲内において、A種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当会社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき、196,000円の金銭をA種優先株主又はA種優先登録株式質権者

<p>第9条～第14条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第32条 (条文省略)</p> <p>第8章 計算</p> <p>第33条～第36条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>に対して交付するものとする。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第9条～第14条 (現行どおり)</p> <p>第3章の2 種類株主総会</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第14条の2 第10条、第11条、第12条および第14条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>② 第13条1項の規定は、会社法第324条第1項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>③ 第13条2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第15条～第32条 (現行どおり)</p> <p>第8章 計算</p> <p>第33条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(A種優先株式配当金の除斥期間)</p> <p>第36条の2 第36条の規定は、A種優先株式配当金の支払いについて、準用する。</p>
--	--